令和８年（フ）第４２９号
岡山県赤磐市南佐古田262番地
破産者　株式会社三和機販
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２０号
青森県八戸市類家四丁目21番８号
破産者　文化タクシー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１５１号
代替住所Ａ（旧住所　東京都目黒区東が丘１丁目21番15号東が丘荘423）
破産者　山崎　　歩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５２号
東京都日野市平山３丁目11番地の５
破産者　名取美佐子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３２号
東京都昭島市宮沢町三丁目２番１号
破産者　株式会社パネルクラブ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９２号
東京都立川市一番町４丁目62番地の３市営一番町北住宅312号
破産者　延寿　人司
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２５号
東京都東村山市秋津町１丁目15番地２ラ・フォンテーン３
破産者　祢木　勝人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６９号
東京都三鷹市北野４丁目15番35号レクエルド烏山205
破産者　有村　太佑
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４９６号
東京都八王子市元本郷町４丁目５番13号グランドハイツ八王子110号
破産者　小岩井明日香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３８号
神奈川県大和市渋谷１丁目７番地13コスモスビル201
破産者　株式会社エーアンドアイ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和５年（フ）第２６１号
神奈川県横須賀市大矢部二丁目12番７号
破産者　株式会社ワタル工業
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３３８号
新潟市西区木山字砂原62番地４号
破産者　フードファクトリー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８８号
静岡県浜松市中央区肴町312番地の10
破産者　有限会社サイトーパーキング
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１６５号
三重県鈴鹿市白子四丁目５番５号ハイレジデンス白子１Ｅ
破産者　合同会社Ｉ　ＣＵＢＥ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７２号
三重県鈴鹿市東旭が丘三丁目４番18号
破産者　石井　徹也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３号
三重県鳥羽市相差町1159番地
破産者　野村　　宏
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３７号
三重県伊勢市二見町西758番地
破産者　奥村　　敬
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第４４号
愛媛県今治市矢田甲491番地
破産者　株式会社ｉｎｖｅｒｔ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１０１号
群馬県館林市新栄町1985番地の１　エクセレントＹＫ新栄町Ｂ－202、前住所栃木県足利市田中町16番地５　ガーデンパレスわたらせ104号室
破産者　伊東　涼太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３３１号
川崎市川崎区桜本１丁目２番29号　川崎港湾福利厚生協会桜本寮　206
破産者　武井　剛志
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第１１５６号
愛知県日進市梅森台２丁目54番地　ヒルズ晃梅103、開始決定時の住所愛知県日進市岩崎町北高上131番地
破産者　原　一千代
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部